

## **改正の概要**

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱（No.67）

### **1 建設業法施行令の改正に伴うもの（令和6年政令第366号）**

下記①②の関係条項（第11条第5号イ・ウ）及び関係様式（様式第2号）の改正をする。

①監理技術者の配置が必要となる工事

【旧】下請総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上

【新】下請総額5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

②主任技術者等の現場専任が必須となる工事

【旧】請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

【新】請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上

### **2 施行期日**

令和7年2月1日

新旧対照表

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱 (No.67)

新	旧
<p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) から(4) 省略</p> <p>(5) 受注元請負人は、工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。</p> <p>ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>イ 下請契約金額が <b>5,000万円</b> (建築一式工事にあつては <b>8,000万円</b>) 以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は、主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。(法第26条第2項、令第2条)</p> <p>ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が <b>4,500万円</b> (建築一式工事にあつては <b>9,000万円</b>) 以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者(法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者)は、工事現場に専任であること。(法第26条第3項、令第27条第1項)</p> <p>エ 監理技術者(法第26条第3項ただし書に規定する監理技</p>	<p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)から(4) 省略</p> <p>(5) 受注元請負人は、工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。</p> <p>ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。ただし、あらかじめ市長の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>イ 下請契約金額が <b>4,500万円</b> (建築一式工事にあつては <b>7,000万円</b>) 以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は、主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。(法第26条第2項、令第2条)</p> <p>ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が <b>4,000万円</b> (建築一式工事にあつては <b>8,000万円</b>) 以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者(法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者)は、工事現場に専任であること。(法第26条第3項、令第27条第1項)</p> <p>エ 監理技術者(法第26条第3項ただし書に規定する監理技</p>

術者を配置する又は同法第26条の5第1項に規定する特定営業所技術者に監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合を含む。)は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。(法第26条第5項)

(6) 省略

様式第2号(第11条関係)

様式中の一部について

	項目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、 <b>5,000万円</b> (建築一式工事の場合は <b>8,000万円</b> )を超える金額の下請発注は行っていない。		
(省略)			

術者を配置する又は同法第26条の5第1項に規定する特定営業所技術者に監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合を含む。)は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。(法第26条第5項)

(6) 省略

様式第2号(第11条関係)

様式中の一部について

	項目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、 <b>4,500万円</b> (建築一式工事の場合は <b>7,000万円</b> )を超える金額の下請発注は行っていない。		
(省略)			

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。